

兵庫県公報

令和3年2月24日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 令和2年11月15日執行丹波市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第8号

令和2年11月15日執行丹波市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和2年11月15日執行の丹波市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。
令和3年2月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人
丹波市柏原町柏原5315番地
岩崎 政 義

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和2年12月24日付けで提起した同年11月15日執行の丹波市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和2年11月30日付けで丹波市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月1日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、原決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その審査の申立ての理由を要約すると、次のとおりです。なお、申立人は公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第221条の1及び法第205条の1を引用していますが、いずれも該当する条文がないため、それぞれ、法第221条第1項及び法第205条第1項を引用するものとして審理を行いました。

- 1 本件選挙における当選人の選挙公約「コロナ対策の全市民への5万円還元」（以下「当該行為」といいます。）は、法第221条第1項に規定する買収行為である。
- 2 当該行為は、選挙の規定に違反しており、また、選挙の結果に異動を及ぼしていることから、法第205条第1項の規定により、本件選挙は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会から審査の申立てに対する弁明書の、申立人から市委員会の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。その結果は、次のとおりです。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされています。

裁決にあたっては、これらの観点から、申立人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか

否かについて判断します。

1 「選挙の規定に違反すること」についての判断

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」については、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされています。申立人の主張について検討すると、市委員会が選挙の管理執行の手續に違反していることについて、その旨の主張はなく、また、認めるに足りる事実はありません。

また、同判決においては、「選挙の規定に違反すること」について、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされています。「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされるため、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては市委員会または当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであつて、法第205条第1項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではありません。

なお、「もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされていますが、申立人の主張を考慮したとしても、本件選挙において選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足りる事実はなく、当該行為のもとでもなお選挙人全般はその自由な判断により投票できる状況にあったことから、選挙の自由公正が失われたということとはできません。

以上のとおり、申立人の主張は、本件選挙が無効とされる場合に該当する理由として認めることはできません。

2 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」についての判断

上記1において、申立人の主張からは、本件選挙が無効とされる場合に該当する理由は認められなかったことから、この点について判断するまでもなく、申立人の主張は、本件選挙が無効とされる場合に該当する理由として認めることはできません。

以上のとおり、申立人の主張からは、本件選挙が無効とされる場合に該当する理由は認められなかったことから、申立人の異議申出を棄却した市委員会の決定は妥当であり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和3年2月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

教示

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。